

未定稿

EU諸国における課税の効果の例

	イギリス	ドイツ	フランス	オランダ	フィンランド	デンマーク
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気候変動税 (2001年導入) ・ 炭化水素油税 (1993~1999年段階的引上げ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ エネルギー税 (1999~2003年段階的引上げ等) ・ 電気税 (1999年導入) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石油産品内国消費税 ・ 天然ガス消費税 ・ 石炭税 (2007年導入) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉱油税 ・ エネルギー税 (旧規制エネルギー税・1996年導入) ・ 石炭税 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 液体燃料税 (1990年に付加課税部分をCO2比例で追加) ・ 電気・特定燃料税 (1990年に付加課税部分をCO2比例で追加) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉱油エネルギー税 ・ 石炭税 ・ 天然ガス税 ・ 電気税 ・ CO2税 (1992年導入)
導入効果試算	<p>①【気候変動税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3.7百万CO2トン削減 (2005年) ・ 7.3百万CO2トン削減 (2010年) <p>【炭化水素油税の増税分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3.7~9.2百万CO2トン削減 (2010年) <p>(注1)</p> <p>②【気候変動税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 12.8百万CO2トン削減 (2010年) <p>(参考)【気候変動協定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 約7百万CO2トン削減 (2010年) (2005年試算) (注2) <p>③【気候変動税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ CO2排出量削減 -2.3% ・ 温室効果ガス削減 -2.0% (2010年) <p>(2005年試算) (注3)</p> <p>※いずれもケンブリッジ・エコノメトリクスによる試算</p>	<p>①【環境税制改革 (旧鉱油税 (現エネルギー税) の引上げ、電気税の導入)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10百万CO2トン削減 (2005年) ・ 20百万CO2トン削減 (2008~2012年平均) <p>(注1)</p> <p>②【同上】</p> <p>CO2排出削減 (参照シナリオ (BAU) からの乖離)</p> <p><産業連関分析></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ -2.35% (2005年) ・ -2.21% (2010年) <p><応用一般均衡分析></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ -2.85% (2005年) ・ -3.00% (2010年) <p>(Bach, S. et al. 2001)</p> <p>(注3)</p>	<p>—</p> <p>(注4)</p>	<p>①【旧規制エネルギー税 (現エネルギー税) 導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民生 (家庭) 部門における天然ガス使用量の変化 推定使用量 -6.3% (2001年・事後評価) <p>②【同上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民生 (家庭) 部門における電気使用量の変化 推定使用量 -16% (2001年・事後評価) (SEO研究所) (注5) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4百万CO2トン削減 (1998年・総排出量の削減57百万CO2トンの7%に相当) <p>【最終消費部門においては、ガソリン消費量の減少分 (約1百万CO2トン)、産業部門におけるエネルギー消費構造の変化分 (約1百万CO2トン) の寄与が大きいとされた。</p> <p>(注6)</p>	<p>【1996年に導入されたグリーン税パッケージのうち税制 (CO2税等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1.2百万CO2トン (2005年) <p>【1996年の付加価値税登録企業のCO2排出量は、約24.3百万CO2トンであるため、税により、産業通商部門排出量の約5%が削減されることになる。</p> <p>(注7)</p>
<参考1> 温室効果ガス排出量 (2006年)	652.3百万CO2トン	1004.8百万CO2トン	541.3百万CO2トン	207.5百万CO2トン	80.3百万CO2トン	70.5百万CO2トン
<参考2> 税収 (2006年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1,493億円【気候変動税】 ・ 49,241億円【炭化水素油税】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 65,102億円【エネルギー税】 ・ 10,133億円【電気税】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 39,317億円【石油産品内国消費税】 ・ 301億円【天然ガス消費税】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10,713億円【鉱油税】 ・ 10億円【石炭税】 <p>(注8)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3,836億円【液体燃料税】 ・ 886億円【電気特定燃料税】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1,795億円【鉱油エネルギー税】 ・ 329億円【石炭税】 ・ 791億円【天然ガス税】 ・ 1,907億円【電気税】 ・ 1,121億円【CO2税】

(出典) 各国政府資料、EU資料等

(注1) 国連気候変動枠組条約第3次国別報告書 (2001年11月30日提出期限) による。

(注2) 英国財務省「budget2008」による。

(注3) 「環境問題と経済財政の対応に関する研究会」(財務総合政策研究所) 平成19年2月2日 諸富委員提出資料による。

(注4) 調査した限りでは、効果に関する情報を把握できなかった。

(注5) オランダ財務省「Greening the tax system」による。SEO研究所とは、1949年にアムステルダム大学経済学部の研究機関として設立された研究所 (1980年代からは大学から独立)。

(注6) フィンランド総務省「Environmental energy taxation in Finland」による。調査した限りでは、付加課税部分のみの効果かどうか把握できなかった。

(注7) The Danish Energy Agency 発行の「Green Taxes for Trade and Industry -description and evaluation」による。グリーン税パッケージとは、CO2排出量の削減を図るとともに、税の負担が企業の競争力に影響を与えないようにするための政策パッケージ。パッケージには、CO2税、SO2税、エネルギー税を含み、税率を上げるとともに、高効率機器への補助や小規模企業に対する補助等を盛り込んでいる。

(注8) 調査した限りでは、エネルギー税の税収に関する情報を把握できなかった。

(備考) 1ドル=106円、1ポンド=210円、1ユーロ=161円、1デンマーク・クローネ=0.208ドル (2008年下半年適用の基準外国為替相場、裁定為替相場、及び市場実勢相場)

OECD環境統計において「環境関連税制」とされている我が国の既存税制について

税目 (課税主体)	課税対象	税率	税収 (20年度予算)	使途
揮発油税 (国)	揮発油 〔製造場から移出し、又は保税地域から引き取るもの〕	48,600円/kg (本則：24,300円/kg)	27,685億円	道路整備
地方道路税 (国)		5,200円/kg (本則：4,400円/kg)	2,962億円	地方財源として譲与
石油ガス税 (国)	自動車用石油ガス 〔充てん場から移出し、又は保税地域から引き取るもの〕	17.5円/kg	280億円	道路整備 (1/2は国の財源。1/2は地方財源として譲与)
軽油引取税 (都道府県)	軽油 〔特約業者又は元売業者からの引取りで当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うもの〕	32,100円/kg (本則：15,000円/kg)	9,914億円	道路整備 (地方の財源)
航空機燃料税 (国)	航空機燃料 〔航空機に積み込まれるもの〕	26,000円/kg	1,052億円	空港整備等 (11/13は国の財源。2/13は地方財源として譲与)
石油石炭税 (国)	原油、石油製品、ガス状炭化水素、石炭 〔採取場から移出し、又は保税地域から引き取るもの〕	・原油、石油製品 2,040円/kg ・LPG、LNG等 1,080円/t ・石炭 700円/t	5,210億円	燃料安定供給対策 〔石油、天然ガス及び石炭の安定的かつ低廉な供給の確保を図るために、石油及び天然ガス等の開発、備蓄などの措置〕 エネルギー需給構造高度化対策 〔内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図るために、省エネルギー・新エネルギー対策等の措置及びエネルギー起源CO2排出抑制対策などの措置〕
電源開発促進税 (国)	販売電気 〔一般電気事業者が販売するもの〕	375円/1000kwh	3,480億円	電源立地対策 〔発電用施設周辺地域整備法の規定に基づく交付金の交付、発電用施設の周辺の地域における安全対策のための財政上の措置その他の発電の用に供する施設の設置及び運転の円滑化に資するための財政上の措置〕 電源利用対策 〔発電用施設の利用の促進及び安全の確保並びに発電用施設による電気の供給の円滑化を図るための財政上の措置〕
自動車重量税 (国)	自動車 〔自動車検査証の交付等を受ける検査自動車及び車両番号の指定を受ける届出軽自動車〕	〔例〕乗用車 車両重量0.5t・1年につき ・家用 6,300円 ・営業用 2,800円 (本則：いずれも2,500円)	10,725億円	道路整備 (国の収入額の約8割) 3分の1を市町村へ譲与
自動車税 (都道府県)	自動車 〔4月1日に所有する乗用車、トラック等〕	〔例〕家用 1.5~2% 39,500円/年	17,148億円	一般財源
軽自動車税 (市町村)	軽自動車等 〔4月1日に所有する軽自動車、原動機付自転車等〕	2,500円/年	1,690億円	一般財源
自動車取得税 (都道府県)	自動車 〔取得する自動車〕	・家用 取得価額の5% ・営業用・軽自動車 " の3% (本則：いずれも3%)	4,024億円	道路整備 (地方の財源)